

令和3年第6回農業委員会総会会議録

令和3年第6回船橋市農業委員会総会を6月7日午後3時船橋市役所7階705会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

岩佐 常信 宍倉 由紀雄

議長	それでは、出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 8番、土橋博之委員と10番、石井俊郎委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号を上程いたします。

- 議長
齋藤審査班長
- 本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。
- それでは、今月2日、菊池眞夫委員、宍倉由紀雄推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。
- 1号議案につきましては、金堀町に在住の譲受人が、当該地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。
- 経営面積は約145アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は190日、農機具を一式保有しております。
- 以上、本議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
ます。
- 以上です。
- 議長
- ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長
- 異議なしの声がございましたので、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。
- 局長。
- 局長
- 農地法第4条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。
- 議長
- 本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。
- 神山審査班長
- それでは、今月2日、藤城孝義委員、岩佐常信推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
- 議案書3ページ、地図3から4及び6ページをご覧ください。
- 2号議案の1につきましては、高根町に在住の申請人の親族が通作路として当該地を利用しているが、耕作地への進入を容易にする
ため、貸進入路として整備するものです。
- 現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び登記地目が畑の道路となっており、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等へ

の被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者は申請人及び当該地を進入路として利用している申請人の親族です。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用につきましては、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図3、5及び7ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、高根町に在住の申請人が近隣に車両置場を有する法人からの要望を受け、当該地を貸車両置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、現況が雑種地及び道路の山林及び畑となっており、周囲はブロック、土留め鋼板及び法切りを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者は申請人です。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご意義はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
齋藤審査班長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の3から4を上程いたします。

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図8から10ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、海神に在住の申請人が近隣住民からの要望を受け、当該地を貸駐車場として整備するものです。

当該地は、申請人が平成30年に相続する以前より、貸駐車場として整備され貸し出しているため、追認申請をするものです。

なお、違反転用にあたるため、始末書が添付されています。

現地は既にアスファルト敷きで、隣接地は畑・宅地、登記地目が畑の宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水については浸透アスファルトによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者には説明済みです。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図11から13ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、前貝塚町に在住の申請人が、経営規模縮小に伴う農地の有効利用を図るため、都市計画法第34条第1号により、社会福祉施設・障害者グループホーム1棟を建築するものです。なお、施設の運営は社会福祉事業で実績のある法人が行います。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及びフェンスを施工、雨水については、雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者は申請人です。

なお、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・排水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋二和病院と二和ふれあいクリニックの医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図14から17ページをご覧ください。

3号議案の1から3につきましては、関連議案でありますので、一括説明したいと思います。

3号議案の1から3につきましては、土木建築業を営む会社の社長である譲受人が、既存の資材置場が手狭であるため、当該地を貸資材置場として整備し、自己が経営する会社に貸し出すものです。

現地は田で、隣接地は用悪水路となっており、周囲はガードフェンスを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書5ページ、地図18から20ページをご覧ください。

3号議案の4につきましては、市内でリサイクル処理業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭であるため、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は雑種地及び用悪水路となっており、周囲は矢板を施工、雨水は、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書にて確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図21から23ページをご覧ください。

3号議案の5につきましては、市内で管工業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭であることから、当該地を取得し、車両置場及び資材置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は万能鋼板土留め及び鋼板囲を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書にて確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していること

から、第2種農地と判断します。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

土留め設備の隣を、今年の1月に私たちが審査したのですが、今はもう工事が終わっていると思うんです。このときはそのままい
くと言ったんですが、現地が砂を盛って高くしているみたいなので、今回はどうなんですかね、砂を入れるとかそういうのは。

議長

事務局。

事務局

前回許可を取られたところですが、特に砂は盛っておりません。

高橋委員

この前通ったんだけど、何か砂利……。

事務局

砂利を入れないと資材置場にならないので、砂利は敷いておりました。

高橋委員

高くなっているのはどうして？

事務局

先日工事完了報告書が出てまいりましたので、事務局で現地確認しました。現地は高くなっているということはありませんでしたし、
今回審査班で現地確認をしたとき、隣地を確認しましたが、ご指摘の土地については、そのようなことはありませんでした。

高橋委員

以前の許可地は道路より大分低かったんですね。1メートルぐらい低かったのですが、そのままやりますと、前回言われたので。

議長

事務局。

事務局

土を搬入するとは、もともと計画にはなく、砂利を入れるという計画でしたので、その計画どおりに施工されておりました。砕石敷
きの自然浸透という計画でしたので、そのとおりの完了の状態になっております。

高橋委員

はい、分かりました。

議長

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

はい。

議長

ほかにご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の6から8を上程いたします。

議長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

齋藤審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図24から27ページをご覧ください。

3号議案の6から8につきましては、関連議案ですので、一括説明いたします。

3号議案の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地7棟として転用するものです。

3号議案の7から8につきましては、当該開発に伴い区域外道路として整備するものです。

現地は畑及び登記地目が山林の畑で、隣接地は畑・登記地目が山林の畑・山林・宅地及び登記地目が畑の山林・道路となっており、周囲はRC擁壁及びブロックを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行なわれており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市立大穴北小学校とコミュニティークリニックみさきの教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございましたので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の9を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書7ページ、地図28から30ページをご覧ください。

3号議案の9につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅用地8棟を建築するもので、8棟のうち5棟分が農地となっています。

現地は畑で、隣接地は、畑・宅地及び道路となっており、周囲はRC擁壁及び重量ブロックを施工、雨水は雨水貯留浸透槽を設置し、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されてお

ります。

なお、隣接農地所有者への説明が行なわれており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

小川委員、織戸委員、ご質問があれば何なりとどうぞ。

織戸委員。

織戸委員

住宅用地8棟のうち、農地が5棟とのことですが、どれが農地ですか？

議長

事務局。

事務局

土地利用計画図をご覧ください。

各棟に番号を振っております。5棟分は1、2、3、4、8となっております。4と8につきましては、一部が農地部分にかかっておりますので、農地部分ということになります。

以上です。

議長

織戸委員、今の説明でご理解いただけたでしょうか。織戸委員、よろしいですか。

織戸委員

はい。

議長

ほかにご質問等ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は8ページです。

本件につきましては、二和東に在住の申請人の父が、令和2年12月に死亡したことにより、耕作地10筆、計17,884平方メートルのうち、生産緑地である二和東の畑2筆、計9,308平方メートルのうち、9,203平方メートルについて相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長

事務局

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は9ページです。

1につきましては、前貝塚町に在住していた農業従事者が令和3年2月11日に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人4名から、耕作地19筆、計17,875.20平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている9筆、計10,562平方メートルのうち、北本町の畑5筆、計5,934平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われまます。

2及び3は関連議案につき、一括で説明させていただきます。

旭町に在住の農業従事者が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、耕作地24筆、計5,123平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている20筆、計3,196平方メートルのうち、2番の夏見台の畑6筆、計1,292平方メートル及び3番の夏見台の畑1筆、142平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われまます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長 令和3年度第3次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第6号につきましては、令和3年度第3次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は10ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

本件につきましては、旭町5丁目の畑2筆、計2,934平方メートルに賃借権3年を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長 「異議なし」の声あり

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第3次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局 報告事項（1）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページから12ページに記載のとおり、4月中に9件の届出を受理いたしました。

報告事項（２）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１３ページから１７ページに記載のとおり、４月中に２３件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（２）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、議案書１８ページに記載のとおり、１件の通知がありました。

報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書１９ページから２１ページに記載のとおり、１７件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（５）農地の転用事実に関する照会について、議案書２２ページに記載のとおり、２件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（６）農地の埋立等工事完了届出書の受理について、議案書２３ページに記載のとおり、１件の届出書の提出がありました。

報告事項（７）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書２４ページに記載のとおり、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後３時４４分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農委だより編集委員長より連絡事項がございます。

農委だより編集委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後３時４６分第６回農業委員会総会の閉会を宣言した。